

事業者の皆様へ



出産後の 職場復帰に取り組む 企業を応援します

労働者が出産後も離職することなく育児休業を取得し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

◆ 出産後職場復帰奨励金 ◆

令和2年4月1日以降に産前休業開始の場合
労働者数に応じて

10万 20万円/人

[申請期間] 対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

令和2年3月31日以前に産前休業開始の場合
休業期間に応じて

10万 20万 40万円/人

[申請期間] 対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して1年以内

奨励金申請チェックシート

- Q1 本社(又は主たる事業所)が島根県内にありますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です
- Q2 「中小・小規模事業者等」ですか?(下図参照)
 はい いいえ ▶ 対象外です
- Q3 出産した労働者の勤務する事業所は島根県内にありますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です
- Q4 その事業所で常時雇用する労働者数は、50人未満ですか?
 はい いいえ ▶ 対象外です
- Q5 労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です
- Q6 育児休業取得や出産後の職場復帰、子育て支援に関する支援に今後も取り組みますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です
- Q7 出産した労働者はいつから産前休業を開始しましたか?
 令和2年4月1日以降 令和2年3月31日以前

→ 新制度

→ 旧制度

新制度

- Q8 出産した労働者が、育児休業を3か月以上取得し、その労働者を職場復帰後、3か月以上雇用していますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です
- Q9 事業所の常時雇用する労働者は何人ですか?
① 労働者30人未満の事業所
・はじめて申請する場合 …………… 20万円/人
・2回目以降 …………… 10万円/人
② 労働者数30人以上50人未満の事業所 … 10万円/人

旧制度

- Q8 出産した労働者が、産前産後休業または育児休業を取得し、その労働者を職場復帰後、3か月以上雇用していますか?
 はい いいえ ▶ 対象外です
- Q9 出産後復職した労働者の休業期間はどのくらいですか?
① 育児休業17か月以上 …………… 40万円/人
② 育児休業3か月以上17か月未満 …………… 20万円/人
③ 育児休業3か月未満または産休のみ …………… 10万円/人

中小・小規模事業者等とは

資本金または常時雇用する労働者数のどちらかが、右記条件にあてはまる方です。
※資本金をもたない事業者は、常時雇用する労働者数のみで判断してください。

主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

または

発行/島根県政策企画局女性活躍推進課

TEL 0852-22-5245

詳細は 島根県女性活躍推進課のホームページをご覧ください。



お問い合わせ

松江商工会議所
TEL 0852-25-2556 または最寄りの商工会議所

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651 または最寄りの商工会